

技能労務職員等の給与等見直しに向けた取組方針

平成20年7月

1. 技能労務職の現状(平成20年4月1日現在)

(1) 職種ごとの人数平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

職 種	長南町			民間企業			参考 A / B
	職員数	平均年齢	平均給与 月額 (A)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
調理員	5 人	43.8 歳	192,300 円	調理士	43.1 歳	283,400 円	0.68
用務員	7 人	50.5 歳	243,380 円	用務員	54.7 歳	239,700 円	1.02
全 体	12 人	47.2 歳	217,840 円	-	-	-	-

(注) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含んだ額の平均です。民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。(平成16年度から平成18年度の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	31歳 未満	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	計
		~ 35歳	~ 39歳	~ 43歳	~ 47歳	~ 51歳	~ 55歳	~ 59歳	
調理員	0人	0人	2人	1人	1人	0人	0人	1人	5人
用務員	0人	0人	1人	0人	0人	1人	2人	3人	7人
全 体	0人	0人	3人	1人	1人	1人	2人	4人	12人

(3) その他給与等に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)の3級制を適用。

イ 手当

扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末・勤勉手当

ウ 昇給基準

毎年4月1日が昇給日であり、職員の勤務成績に応じ、4号級(55歳以上を超える職員は2号級)を標準として昇給。

2. 基本的な考え方

技能労務職については退職者不補充の措置をとっており、平成17年度以降の新規採用を実施していませんが、今後においても厳しい財政状況や社会情勢の変化に対応すべく、より一層の事務事業の検証、見直しを行い、効率的で効果的な行政運営に取り組みます。

給与については、人事院勧告及び県人事委員会勧告を参考にし、引き続き民間の同職種との均衡を図っていきます。

3. 具体的な取組方針

給料表

平成18年度に給与構造改革により給与水準の引き下げを実施しました。今後も、地域民間給与を注視し、適切に反映させていきます。

昇給基準

55歳以上の職員については2号給を標準として昇給させており、高齢層職員の昇給抑制を実施しているほか、勤務評定制度により職員の勤務成績を5段階評価することで、適切に昇給及び昇格を実施しています。

その他

給食調理員について、平成20年度より2名の臨時調理員を採用し、正規の職員と組み合わせて業務にあたることで円滑な事業運営と退職者の不補充に対応しています。

今後は、用務員も含め、事務事業の見直し及び民間委託等についてさらに検討していきます。

4. その他

今後の技能労務職員数の推移

平成20年4月現在の技能労務職員数は12名で、今後5年間で、定年退職等により5名の減員が見込まれます。

特に、用務員については現状では平均給与月額が民間を若干上回っていますが、高齢層職員の占める割合が多いことから、定年退職等により将来的に下回る見込みとなります。

(定年退職者による推移)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員数	12人	11人	10人	8人	8人	7人
増減数		1人	1人	2人	0人	1人